

大阪市北区中之島三丁目3番23号
旭化成株式会社
代表取締役
取締役会長 山口信夫

第118期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第118期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第118期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

付 議 事 項

第 1 号 議 案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました（定款一部変更の内容につきましては、裏面の「定款変更新旧対照表」をご参照ください。）。

第 2 号 議 案

取締役10名選任の件

本件は、山口信夫、蛭田史郎、伊藤一郎、藤原健嗣、辻田 清、水野雄氏、林 善夫、瀬戸雄三、児玉幸治、池田守男の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 3 号 議 案

監査役2名選任の件

本件は、中前憲二、青木雄二の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 4 号 議 案

補欠監査役1名選任の件

本件は、本間啓司氏が選任されました。

第 5 号 議 案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

* 上記の連結計算書類および計算書類の要旨は、同封の第118期「株主のみなさまへ」に記載いたしておりますので、ご参照ください。

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(株券の発行)	
<u>第6条の2</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
<u>第7条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u>	第7条 (現行どおり) (削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
<u>第8条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
<u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成ならびに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(新 設) (新 設)	<u>付 則</u>
(新 設)	<u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
	<u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。